

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐（局長が定めるものに限る。）			中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐（局長が定めるものに限る。） <u>加茂病院事業清算事務</u> <u>所長</u> <u>吉田病院事業清算事務</u> <u>所長</u>	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。